

SOFTIC 2018 年度判例ゼミ（第 2 回 2018 年 9 月 19 日）

旭川医大対 NTT 東事件
 （旭川地裁平成 28 年 3 月 29 日判決）
 （札幌高裁平成 29 年 8 月 31 日判決）

栗田 英一／泉田 健太／和田 尚子

1. 事実の概要

1 審原告	国立大学法人 旭川医科大学（ユーザ）：医学部、病院等を擁する国立大学法人。原告病院を運営している。	
1 審被告	東日本電信電話株式会社（ベンダ）：電気通信役務の提供等を業とする株式会社	
事実の概要	1 審原告、1 審被告及び NTT ファイナンス株式会社は、1 審被告が 1 審原告のために病院情報管理システムを構築し、NTT ファイナンス株式会社をその所有者として 1 審原告に本件システムをリースすることを目的とする契約を締結した。1 審原告は、同契約の目的が達せられなかったため、契約を解除した上で、1 審被告に対し債務不履行に基づく損害賠償を請求した（本訴請求）。また、1 審被告も、1 審原告に対し債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償、商法 512 条に基づく相当報酬額支払を請求した（反訴請求）。なお、本件は、各請求が併合審理された事案である。	
請求	本訴：債務不履行に基づく損害賠償請求（19 億 3567 万 9067 円 金額は元本。以下同じ）	
	反訴：債務不履行に基づく損害賠償請求（22 億 7976 万 3373 円）、不法行為に基づく損害賠償請求（22 億 7976 万 3373 円）又は商法 512 条に基づく相当報酬額支払請求（22 億 5960 万 6269 円）	
主文	地裁	高裁
	1 審被告は、1 審原告に対し、3 億 6508 万 5426 円の支払い 1 審原告は、1 審被告に対し、3 億 8386 万 1689 円の支払い	1 審原告は、1 審被告に対し、14 億 1501 万 9523 円の支払い

2. 事実

(1) ポイント

ユーザはシステムが完成していないと主張しています。以下の観点を中心に事実を確認してみてください。

- ・システムは完成したのか、していないのか。何をもってシステムが完成したと言えるか。
- ・システム開発が頓挫した原因は何か。誰の責任か（特に、ユーザとベンダの役割に注目）。

(2) 時系列¹

年月日	事実	*ポイント*
16.1.X	ユーザが、NEC 製オーダーエントリーシステムを中核とする病院情報管理システム ² を利用開始	・ NEC 製品 ⇒ NTT 東製品
20.8.11～	ユーザが、新システムの入札を実施。本件要求仕様書及び本件要求仕様書補足説明を公表。	・ NTT 東日本の既存パッケージソフトウェア (Clinical Information System)
20.10.1	ベンダが、ユーザに本件技術仕様書および提案補助資料を提出	をベースに一部カスタマイズ
20.10.31	落札者がベンダに決定	・ ウォーターフォール型 ³ の開発
20.11.5	ベンダとユーザ経営企画部との初会合	
20.11.14	キックオフ開催	
20.11.25	第1回専門部会事前打合せ。要件定義工程作業実施要領及び要件定義書サンプルを交付	
20.11.27	第1回専門部会が開催。ベンダは、マスタスケジュールを配布。	
20.12.9	本件原契約を締結 ※(2)を参照 約16のWGが構成される。情報システム専門部会(月1回、開発方針の決定や工程完了の承認等の重要な意思決定)とシステム化推進事務局会議(隔週)により統括。	・ 要件定義工程が指定期日までに終わらない。 《ユーザ》追加開発を多数要望 《ベンダ》多くを仕様外と判断
21.1.9	ベンダは、プロジェクト計画書、品質保証計画書を作成。交付。	
21.1.28	第3回専門部会。ベンダは「WG進捗状況」・「仕様外カスタマイズの対応について」を配付	

¹旭川地裁判決の第2の2(前提事実)、第3の1(認定事実)、札幌高裁判決の第3の1(認定事実)に基づく。

²病院情報管理システムとは、病院内の業務を支援することを目的とした情報システムの総称。

³ ウォーターフォール型…システムの開発を「基本計画」「外部設計」「内部設計」「プログラム設計」「プログラミング」「テスト」という工程に分けて順に段階を経て行う方法で、前工程に戻ることは想定されていない。

21.2.12	第4回専門部会。ベンダ『仕様外カスタマイズについて、WGで要望をまとめ、同年3月中旬をめどに実施可否や追加リリース時期を決定していく方針』	
21.2.26	第7回検査WG。座長医師が、次回の日程を指定しないままWGを中断させた。ユーザ『現状のようにすべての端末からラベルが出力できるようにしてほしい。』と希望。これに対して、ベンダ担当者『面倒くさい。』	
21.2.末日	要件定義仕様確認の期限であったが、要件定義工程は終了せず。各WGでは、ユーザから追加開発要望が相次ぐ。ベンダは、その多くを仕様外カスタマイズと判断し、その扱いが検討事項となっていた。	
21.3.3	第7回推進事務局定例会議。システリア工房がベンダに対し『要件定義書として確認できるものを提示してほしい』と依頼。ベンダ『各WGでは技術仕様書の項目について詳細に要件定義を実施しており、それらをまとめた要件定義書を提示できるのは平成21年3月末となる』	
21.3.4	第5回専門部会（マスタスケジュールの確認） <ul style="list-style-type: none"> ベンダは、ユーザからのカスタマイズ要望について、仕様内か仕様外かのベンダの判定を記載した一覧表を配布。190項目（電子カルテシステム187項目、部門システム3項目）を仕様内カスタマイズとして対応することを約束。その他は、システリア工房に仕様内外の判定をしてもらうことになった。 ベンダ『仕様外カスタマイズの実施検討が平成21年3月中旬にずれ込む予定であるから、これに伴い、要件定義等の工程を同月中旬まで延長し、マスタ作成方法の説明は同月下旬開始に変更する』 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザのカスタマイズ要望が仕様内か仕様外かを、ベンダ→ユーザの順で検討し結果を共有。 <p>《ベンダ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 190項目は仕様内 それ以外のユーザの要望については、想定していた範囲を超えるので対応できない。
21.3.17	第6回専門部会が開催。 ユーザ（システリア工房の検討）とベンダ双方の仕様内・仕様外についての見解を記載した「電子カルテカスタマイズ要望一覧」が配布される。 ベンダ『ユーザ病院の判断をそのまま受け入れることはできない、仕様外は今回の構築条件でベンダが想定していた開発工程を超えるものであり、対応が難しいことを理解してほしい』 ⇒ ユーザ『現行システムにある機能が提供されないことには、現場の混乱に繋がるため、認めることはで	<p>《ユーザ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行システム（NEC）にある機能が提供されないことは認められない。 現行機能と同等 OR それ以上を要望。

	きない』 ユーザの他の出席者『現行機能と同等ないしそれ以上の機能の提供を求める』発言が相次ぐ。	
21.3.31	第9回推進事務局定例会議。 ベンダは、マスタ作成に関して各マスタについて移行できる項目と作成が必要な項目を平成21年4月下旬までに提示することになった。 ベンダ『開発終了時期が平成21年8月末までずれ込む可能性がある、要件定義後に行うこととされているマスタ作成も当初からスケジュールが大幅に遅れている』	
21.4.27	第7回専門部会が開催。ユーザが取りまとめたカスタマイズ要望が、219項目から267項目へと増加。ベンダから平成21年9月24日に本件システムが稼働する前提のマスタスケジュールが配布される。	・カスタマイズ要望は増加しているが、運用開始日に間に合わせるためには、6末には仕様凍結しないといけないと説明。
21.6.3	ベンダは、ユーザに対し、同年9月24日の運用開始のためには、同年6月上旬に仕様凍結することが必要であること等を説明	・仕様凍結とする内容の合意を実施 ・運用開始日を延長
21.6.23	ユーザ経営企画部とベンダの間に協議が行われ、合計217項目（注：電子カルテ関係115項目、PDA関係102項目）の追加カスタマイズを行った上で仕様凍結とすること、同年9月24日より後の運用開始候補日は平成22年1月4日であることが議論された。	
21.6.30	ベンダは書面「仕様凍結に向けた事務レベル案」をユーザに交付	
21.7.1	ベンダは書面「仕様凍結に向けた協議について」をユーザに交付	
21.7.6	第12回推進事務局定例会議が開催。 ベンダ『115項目以外の電子カルテシステムのカスタマイズには対応できない』	
21.7.7	第8回情報システム専門部会 625項目の仕様項目を開発対象に含めることで仕様凍結とする内容の合意（本件仕様凍結合意）がされた。ベンダが開発すべき仕様項目は合計6486 ⁴ 項目とされた。 システム運用開始日を平成22年1月4日に延長する合意がされた。	

⁴本件技術仕様書の5850項目に、第6回専門部会で合意された11項目と、上記625項目を合計したもの

21.9.3	ユーザ、ベンダ、NTTファイナンスは、リース期間を平成22年1月4日から平成28年1月3日までに変更する契約（本件変更契約）を締結	
	本件仕様凍結合意がされたにもかかわらず、ユーザから、ベンダに対して、171項目の追加要望がなされた。 本件仕様凍結合意後、ベンダは、仕様凍結に関する覚書の案をユーザに示したが、ユーザは、それに応じなかった。結局覚書は作成されなかった。	・仕様凍結後にも追加要望が提示され、ベンダからは仕様凍結の覚書案が提示された。
21.7.23	第1回システム連絡会 ベンダは、外来処置マスタをユーザに提出し、同年8月6日を期限として、諸項目の追記を依頼した。	・マスタ ⁵ のうち、システム運用開始後に継続的な設定変更・確認が必要になるマスタ（＝たとえば、薬品や検査項目などのように一定の頻度で更新が行われるもの。ユーザに依拠）の収集が遅れた。 ・ユーザが既存マスタからデータを抽出し、これをマスタ登録シートに入力し、ベンダに提出することになっていた模様
21.8.5	第9回専門部会 ベンダ『マスタ作成の進捗状況は23%であること、平成21年9月末をマスタ完成の目標として進めたい』旨を伝えた	
21.9.1	第10回専門部会 ベンダは導入マスタスケジュール案を提示。平成21年11月第4週にリハーサルを行う旨の記載。	
21.8.26	推進事務局会議 ユーザはベンダに対しカスタマイズ仕様についてのドキュメント類の開示を求めた。	
21.8頃	ベンダは、ユーザ医師に対し、病棟処置マスタを作成するために必要な病棟処方箋の収集を依頼したが収集状況は芳しくなく、ベンダが収集した。	
21.10.4	ユーザ副部長は、ベンダに対し、カスタマイズに係る仕様、システム間インタフェースに係る仕様、データ移行に係る仕様等について、文書の提出を要求した。	・リハーサルやテストで不具合が発生する。
21.11.14	外来プレリハーサルが実施されたが、不具合が発生した。	《ベンダ》
21.11.28	第1回外来リハーサルが実施されたが、不具合が発生した。	・一部の開発項目はリース開始後に段階導入を提案。その他システムは完成してい
21.12.3	ユーザ副部長は、ベンダに、翌日までに帳票種一覧及び帳票サンプルの提出を求める。	

⁵ データベースにおいてデータの処理に必要な基本的な情報をまとめたファイルのこと

21.12.4	<p>ベンダ取締役がユーザを訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンダ取締役は一部の開発項目（処置機能、データ移行等）についてはリリース開始後に段階的に導入したい旨が記載された「新システム導入に関するお願い」を交付。 ・ユーザ理事『平成22年1月4日の稼働開始を不安視する』発言 ⇒ ベンダ取締役『予定通り稼働できる』 	<p>ると主張。リハーサルの実施を希望。</p> <p>《ユーザ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能の一部（マスタ）が完成していないのだから、システムは完成していない。リハーサルに職員を参加させる意味がないので、リハーサルを中止する。
21.12.9	<p>第14回専門部会が開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月1日の本件システム稼働は延期することが決定。 ・ベンダ部長が、ユーザ病院係長に対し、『看護システムの不具合が発覚した。12月13日の第2回外来リハーサルは実施したい』と報告。この報告に対して、ユーザから数度にわたる修正申し入れ。 ・ベンダ『マスタ修正は完全ではないがシステムは完成している』とするも、ユーザの一部職員『システムが完成していないのであれば職員が参加しても意味がない』とコメント。最終的には、平成21年12月13日予定の第2回外来リハーサルは中止。 	<p>↓</p> <p>《ベンダ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム稼働日の延期を要望 ・結果として、リリース開始日の前日までにベンダは本件システムを引渡しできなかった。
21.12.13	<p>ベンダは検査部においてスルーテストを実施。不具合が発生。</p>	
21.12.16	<p>推進事務局会議が開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンダ部長は、システムの稼働日を平成22年3月又は同年5月まで延期してほしい旨を要望した。 ・ユーザ副部長『要件定義書、画面設計書、印字帳票、インタフェースの設計書、データ移行計画書、操作マニュアル等々の書類の今月いっぱいでの提出を求め、それがなければプロジェクトの継続は認められない』旨発言した。 ・ベンダ『平成21年12月13日に行われたスルーテストの不具合について、十分な設定ができていない部分がかかり露呈した。十分なテストができていないだろうと指摘されてもそれは仕方がない』と述べた。 	
21.12.28	<p>ベンダは、ユーザに対し、各種設計書（画面イメージや帳票サンプル等の他、内部設計書に相当するものを含む）、総合試験成績書を提出。</p>	

22.1.4	運用開始予定日。ベンダは平成21年1月3日までに本件システムをユーザに納入しなかった。	
22.1.5	第15回専門部会 ベンダは「技術仕様書未実施リスト」を配布。同書によれば未実施項目は57項目、うちDWHは35項目	《ベンダ》 ・プロジェクトの継続を要望 《ユーザ》
22.1.6	ユーザは、書面「プロジェクト（PJ）継続にあたっての条件」をベンダに提示。 同書においては、平成22年1月6日から同月29日までの間に、WG等でシステム実装機能及び運用評価を実施し、同月18日及び同年2月1日にそれぞれ行う判定において、ベンダのテスト不足が明らかでユーザ評価の実施に支障がある場合や病院業務を行う上で重大なシステム欠陥があると判断される場合等には、本件プロジェクトの継続は「否」と判定するものとされる。	・ベンダのテスト不足が明らかでユーザ評価の実施に支障がある場合や病院業務を行う上で重大なシステム欠陥があると判断される場合等には、本件プロジェクトの継続は「否」と判定する
22.1.12	ベンダは、書面「貴病院からのプロジェクト（PJ）継続にあたっての条件に対するご回答」をユーザに提出した。 同書面に記載された内容 ・本件システムについては、運用開始予定日（平成22年1月4日）の直前に看護システムの一部に不具合が発生し、平成21年12月13日実施の第2回外来リハーサルにおける運用面での確認が困難となったため、上記の開始日を再延期することが最善と判断したので延期をお願いしたい ・本件プロジェクトの遅れの要因としては大きく分けて2つあり、一つは、開発スケジュールであり、平成21年7月に合意した追加カスタマイズの開発ボリュームが開発期間の割に短期間であったにもかかわらず安易に多くのカスタマイズを引き受けた点が一番の問題であった。（他にチェックポイントを明確に設定していなかったこと、ユーザの12月の繁忙度を確認できていなかったことも問題として指摘）。コミュニケーション不足があり、ベンダとしては、要求仕様書に基づくパッケージベースという考え方で仕事を進めていたが、現場においては医師らとの間でコミュニケーションが不足していたため十分な説明ができず、いくつかの点でWGのユーザ担当者らとの意識に乖離があったままプロジェクトを進めてしまった	↓ 《ベンダ》 ・第2回リハーサルで運用面の確認ができていない。 ・プロジェクト遅延の原因は2つあり、1つ目はカスタマイズが多くスケジュールに問題が生じたこと、2つ目はコミュニケーション不足によりパッケージベースの開発という考え方が現場で十分に共有されなかったことと示した。 ・この後、開発状況についてユーザとベンダで確認作業がなされ、ベンダは引き続き

22.1.18	<p>第16回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンダPMは書面「システム開発状況一覧」に基づく開発の進捗状況について説明。ユーザから上記書面に記載されていない不具合があることなどが指摘される。 ・ベンダPMは試験項目数やマスタ設定数の設定に不備があったことを認める。 ・ベンダ部長『総合試験について先入観で試験を実施した面があったこと、品質強化のため試験の対象範囲や実施体制等の試験方針を見直す』 ・ベンダPL『開発工程が想定以上に大きくなっており、開発側で現在具体的な完了日が確定できない現状にあると発言した上で、試験の実施方法に問題があった、今後は修正や変更後のテストを徹底する』 ・ベンダPM『実際に平成22年1月にWGを行ったところ基本的な機能の不具合が生じているが、平成21年12月に行った試験においては、被告は不具合を0個や1個しか見つけられなかった』と認める。 	<p>きプロジェクトの継続を要望。</p>
22.1.18	<p>ユーザは、書面「プロジェクト（PJ）継続にあたっての条件」に基づき、12WGがそれぞれ本件システムの到達度（完成度）を評価。</p> <p>平成22年1月18日の評価では3WGが、同年2月1日の評価では5WGが「否」という評価を付けた（このほか1WGが「否ではないが、他部門等を考えると、心情的には否」と、4WGが「否をつけるほどではない」と、1WGが「可」と評価し、1WGは評価を付けていない。）</p>	
22.2.1	<p>第17回専門部会でも総合評価はいずれも「否」ユーザは、本件プロジェクトの継続が困難であることを口頭で通告した。</p>	
22.2.12	<p>ユーザとベンダとの協議が行われ、ベンダは本件プロジェクトの再開をユーザに打診した。</p>	
22.3 上旬	<p>ベンダはユーザに対し平成22年3月16日頃に本件プロジェクトの再開に向けた提案内容を書面で提示する旨連絡した。</p>	<p>《ユーザ》</p>
22.3.10 頃	<p>ユーザが「履行催告状」という書面をもって、ベンダに対し本件システムにかかる債務の履行を催告した上、本件システムが稼働できることを立証するために必要な資料及び開始時期を明示した稼働までの工程表を平成22年3月16日までに提示することを要求し、必要な資料の提示がなかつ</p>	<p>・ベンダに本件システムの債務履行とシステムが稼働できることの立証に必要な書面の要求をした。それらが提出されない場合は契約解除を検討することとし</p>

	た場合は、契約解除に向けた検討を開始することを通知した。	た。
22.3.16	<p>ベンダは、ユーザに対し、書面「プロジェクト再開に向けてのご提案」を提出した。</p> <p>書面の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件仕様凍結合意時に確定した仕様に関しては14WG中6WGで完了していること、「プログラム不具合」として申告のあった112項目のうち110項目、「マスタ修正」として申告のあった58項目のうち50項目、「その他（設定変更・質問等）」として申告のあった157項目のうち128項目が既に完了していること ・納期を平成23年1月又は平成22年9月下旬とし、導入範囲としては、本件仕様凍結合意で確定された6936項目（正しくは6486項目）と、その本来的な運用に必然的に付随する118項目を加えた7054項目（正しくは6604項目）を開発範囲とすること ・上記納期を前提とした新たなマスタスケジュールが記載されており、平成22年3月中に「不具合改修・開発」を完了し、同年5月上旬までに自主的品質点検を行うこと 	<p>《ベンダ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの開発が完了していること、開発範囲を明確にすること、納期を遅らせてほしいことを要望。 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、ベンダとユーザ間で調整があったものの、ベンダに対して契約解除の通知がなされる。
22.3.23	<p>ベンダの取締役やIBMの理事らがユーザを訪問し、公聴会が実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンダ取締役『平成21年12月における不手際を謝罪。『今後は、ユーザに資料等を提示するに当たっては、指摘のありそうな部分を確認し、Q&Aを作成し、できないならできないことの原因説明を考えてくるなど、十分な内部チェックを行う』 ・ベンダ取締役『平成21年7月7日の時点で開発を約束した項目のうち平成22年2月1日の時点で実現できていなかったものがあったことについて、ベンダの進捗管理や品質管理、コミュニケーション不足があったこと、ユーザとベンダとの間で「仕様凍結」の意味について認識の相違があった』と認める。 	
22.4.23	<p>ユーザがベンダに対し本件原契約31条1項に基づき本件契約を解除する旨を記載した通知（本件解除通知）を送付し、同月26日、本件解除通知はベンダに到達した。</p> <p>損害賠償額については「別途請求、協議させて頂く」とされ、金額の記載はなし。</p>	
22.6.25	ベンダはユーザ病院に設置していた本件システムのサーバを撤去	

(2) 契約内容⁶

契約本体	契約日	平成20年10月31日 ※契約締結日：平成20年12月9日
	本件システム	病院情報管理システム（病院内の業務を支援することを目的とした情報システムの総称）
	リース料金	月額3,381万円+税
	リース期間	平成21年9月24日～平成27年9月23日
	引渡義務	ベンダは、大学が本件システムを使用できる状態にして搬入し、据付、調整等を完了し、引渡す。
	引渡日	大学がリース開始日の前日までに本件システムの検査を完了するために必要かつ十分な期間を確保できる日。
	契約解除	31条1項：大学は、ベンダ及びNTTファイナンスが正当な理由なくしてこの契約に違反した場合は、その旨を書面で通知することにより契約を解除することができるものとし、違約金を徴収するものとする。 31条2項：前項の違約金の額は、リース料金の総額から履行完了部分に相応する金額を控除した額の10分の1に相当する額とする。
仕様書	概要	ベンダ既存の Clinical Information System+カスタマイズ。開発項目数：5850

3. 争点のまとめ

今回のゼミでは、以下の争点を取り上げます。

- (1) 判決の争点 (2) : 平成22年1月3日又は同年4月23日の時点における本件システムの完成の有無
- (2) 判決の争点 (4) : 本件仕様凍結合意の意味
- (3) 判決の争点 (6) : 原告のマスタの抽出義務の有無等
- (4) 判決の争点 (7) : 本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任

4. 当事者の主張

- (1) 平成22年1月3日又は同年4月23日の時点における本件システムの完成の有無

	1 審原告	1 審被告
--	-------	-------

⁶旭川地裁判決第2の2（前提事実）に基づく。

主張	<p>(地裁・高裁)</p> <p>平成 22 年 1 月 3 日及び平成 22 年 4 月 26 日時点で本件システムは完成していない。</p>	<p>(地裁・高裁)</p> <p>平成 22 年 1 月 3 日又は平成 22 年 4 月 26 日時点で本件システムは完成している。</p>
主な理由	<p>(地裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告から提出された総合試験報告書では、総合試験工程で不合格の項目やテスト未実施の項目があり、総合試験工程で行うべき負荷試験及び障害試験を実施したことが確認できない。 ・平成 21 年 11 月 28 日実施の第 1 回外来リハーサルで不具合が発生した。 ・平成 21 年 12 月 7 日に一審被告が品質強化試験の実施（12 月 14 日から 2 週間）を提案したが、同試験が平成 22 年 1 月 4 日までに行われなかった。 ・本件契約の「完成」の要件である①物品を使用できる状態にして搬入して据付、調整等を完了すること、②原告に物品を引き渡すことを行っておらず、検査を求める申入れがない。 <p>(高裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 11 月 14 日・28 日実施のリハーサルで多数の不具合、平成 21 年 12 月 13 日実施のスルーテストで致命的な不具合が発生した。 ・1 審被告は、平成 22 年 3 月 16 日時点で開発及び品質確認試験に 2 か月以上の時間を必要とした上で納期再延長を提案した。 ・1 審被告作成の完成証明資料は、平成 22 年 6 月 25 日時点で作成されたものである。平成 22 年 4 月 26 日時点で本件システムが完成していたことを裏付ける証拠はない。 	<p>(地裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告は、平成 21 年 12 月 28 日までに、4 項目を除く全ての仕様項目を完成させ、未完の 4 項目を除き総合試験まで完成させていた。未完の 4 項目は、運用対処可能である。 ・被告は、原告が本件解除の意思表示をした平成 22 年 4 月 23 日時点では、被告が開発する仕様項目については、被告が単独で実施できる開発作業を全て完了させていた。 <p>(高裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発では、軽微なバグが発生するのは技術的に不可避であり、納品後のバグ対応も織り込み済みであることから、バグが存在してもシステムを使用して業務を遂行することが可能である。その後のバグ対応で順次解消される類のものであれば、仕事が完成したと認定して差し支えない。 ・本件契約は請負契約に類似の関係であり、契約をした目的を達成することができない瑕疵があるときに限って解除が認められ、多少の不具合があっても仕事の完成は否定されず、契約の解除は許されない。 ・本件システムは、平成 22 年 1 月 3 日又は同年 4 月 26 日時点では完成していたのであり、仮に多少バグがあったとしても、それは瑕疵担保責任の問題に過ぎず、契約解除は認められない。

(2) 本件仕様凍結合意の意味

	1 審原告	1 審被告
主張	(地裁・高裁) 本件仕様凍結合意は、一切の追加開発要望を出さないという趣旨のものではない。	(地裁・高裁) 本件仕様凍結合意は、1 審原告がこれ以降新たな追加開発要望を行うことができないことを意味する。
主な理由	(地裁) ・被告は開発手法としてウオーターフォールモデルを採用したにもかかわらず、要件定義書や外部設計書を平成 21 年 7 月 7 日までに提出していない。 ・平成 21 年 7 月 7 日の第 8 回専門部会で、被告担当者らは、本件仕様凍結合意より開発が決まった機能に係る要望は、画面周りを含め、一切許さないという説明はしなかった。 (高裁) ・平成 21 年 7 月 7 日の本件仕様凍結合意までに要件定義書等が提出されていないため、要件定義工程や外部設計工程が終了しておらず、これらの工程をやり直さないという意味での仕様凍結に至っていない。 ・本件仕様凍結合意後も、画面イメージや帳簿サンプル等が確定していないものがあり、また 1 審原告の確認・指摘を踏まえて 1 審被告は書面又はシステムを修正していた。	(地裁) ・本件仕様凍結合意に至る経緯、本件要件定義書の専門部会による確認及び承認、本件で予定されていた開発工程は被告主張のとおりであり、要件定義・外部設計工程の終了である仕様凍結後は、仕様凍結の結果に沿って履行期を変更する本件変更契約を締結し、凍結された仕様に沿って設計及び開発が行われるはずであった。従って、原告は、本件要求仕様書及び本件技術仕様書に記載のない追加要望があるとしても、仕様凍結までに、被告の提案したシステムの仕様を確認し、要望をすべて出し尽くすべきであった。 ・本件仕様凍結合意とは、導入が合意されたカスタマイズ機能の開発を被告が行うということのみならず、原告は、それ以降、被告に対し、新たな追加要望を行うことができないことを意味する。

(3) 原告のマスタの抽出義務の有無等

	1 審原告	1 審被告
主張	(地裁・高裁)	(地裁・高裁)

	1 審原告は、現行システムからマスタを抽出し、入力作業を行うという義務を負ってはいなかった。	1 審原告は、マスタの抽出義務を負っていたのに、これを怠った。
主な理由	<p>(地裁)</p> <p>・原告と被告は、本件技術仕様書において、被告が、被告の費用負担の下で、既存システムマスタの抽出及び移行を行うことを合意していた。本件技術仕様書には「旧システムデータの抽出作業費用は、弊社の提案費用に含みます。」と記載されており、被告が移行対象マスタデータの抽出作業を実施することが予定されていた。同作業の前提として必要となる現行システムマスタの分析調査等も上記仕様に含まれる。</p> <p>(高裁)</p> <p>・地裁と同様</p> <p>・マスタの抽出義務がなければ、1 審被告が現行ベンダの NEC より既存マスタのデータ抽出作業に関する見積書を取得し、また実際にマスタの抽出作業を行わないはず。</p>	<p>(地裁)</p> <p>・原告は、提案補助資料においてマスタの作成及び移行対象マスタの抽出は原告の役割、マスタ登録手順の説明及び移行対象マスタの登録は被告の役割であることを明記し、データ移行対象範囲について、原告が各種マスタ情報を手入力により移行することを提案している。原告は、上記の役割分担及び作業内容を了解した上で、被告を落札者として本件原契約を締結している。原告及び被告は移行対象マスタの抽出は原告が行うことを合意していた。</p> <p>(高裁)</p> <p>・1 審被告は、自らに移行義務がないマスタの一部についても、現行ベンダの NEC に抽出作業を依頼したり、自らが抽出作業を行っているが、可能な範囲で 1 審原告に協力していたに過ぎない。</p>

(4) 本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任

	1 審原告	1 審被告
主張	<p>(地裁・高裁)</p> <p>1 審原告には、協力義務違反は認められず、また本件システムが完成していない以上、受領義務違反も認められない。</p>	<p>(地裁・高裁)</p> <p>1 審原告には、協力義務違反が認められ、本件解除時までに本件システムが完成していたのに無効な本件解除を行って不当に受領を拒否した。</p>
主な理由	<p>(地裁)</p> <p>・原告に作成義務のあったマスタは、作成済みか、作成ができなかつ</p>	<p>(地裁)</p> <p>・本件プロジェクトが遅滞した原因の一つは、本件仕様凍結合意後に</p>

<p>たことにつき原告に帰責性はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件プロジェクトの頓挫の原因は、被告のプロジェクトマネジメント義務違反にある。原告の協力義務は被告によるプロジェクトマネジメント義務の適切な履行を前提とするものであるから、これが適切に履行されていない以上、原告に協力義務違反はない。仮にこれが課されるとしても、原告はユーザとしての協力義務を履行した。 ・受領義務の前提となる被告からの履行の提供がないことから、原告には受領義務違反がない。 <p>(高裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・171 項目の追加要望のうち、開発対象外の開発要望は3 項目に過ぎず、これが原因となって本件プロジェクトが遅延したということはいえない。 ・仮に1 審原告がマスタの抽出義務を負い、その一部について義務違反があったとしても、これが本件プロジェクト遅延の原因になったという事実は存しない。(1 審被告のマスタ作成支援業務が不十分であった) ・1 審原告は、現行システムの情報を保有している NEC に対し1 審被告に協力する旨を申し入れており、1 審被告に対し現行システムのログイン権限の付与や現行システムに関する画面イメージ・帳簿サンプルの交付などしており、現行システムの情報提供を行った。 ・1 審被告は本件システムを使用できる状態にして搬入、据付、調整等を完了して1 審原告に引き渡していないため、1 審被告による「履行」又は「履行の提供」が行われていない。 	<p>171 項目の追加開発要望がされ、被告がこれに応じて追加開発をせざるを得なかったことによって、当初の計画よりも業務量が增大したことにある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告が移行対象マスタの抽出を行う義務を負っていたにもかかわらず、原告がこれを十分に行わなかったことも、本件プロジェクトが遅滞した原因の一つである。 ・約 1 か月間 WG の開催を拒否する、膨大な追加開発要望が続出するなど、原告には協力義務違反がある。 ・本件システムは、本件解除がされた時点において、被告が単独で実施できる開発作業は全て完了しており、完成していたというべきである。仮に被告に履行遅滞があったとしても、それは原告の責めに帰すべき事由による。 <p>原告には信義則上本件システムを受領する義務があるところ、原告は解除事由がないにもかかわらず本件解除の意思表示をし、本件システムの受領を拒絶したのであるから、受領義務違反である。</p> <p>(高裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件システムの完成が遅延した理由の一つは、1 審原告が大量の開発対象外の開発要望を出したからであり、1 審被告には債務不履行責任がない。 ・本件システムの完成が遅延したもう一つの理由は、1 審原告が協力義務を果たさなかったからであり、1 審被告には債務不履行責任がない。1 審原告はマスタ作成を懈怠し、現行システムの情報提供も十分に行わなかった。 ・平成 22 年 1 月 3 日時点で本件システムは完成していたか、仮に完
---	---

		成していなかったとしても、本件システムのバグ等の不具合は軽微であり、その是正は容易であった。1 審被告は本件システムの完成に向けて尽力したいとの姿勢を示していたが、1 審原告は一切の協力を拒絶し、本件システムの完成を妨害した。
--	--	---

5. 裁判所の判断の概要

(1) 判決の争点 (2) : 平成 22 年 1 月 3 日又は同年 4 月 23 日の時点における本件システムの完成の有無について

旭川地裁判決・・・本件解除がされた平成 22 年 4 月 26 日の時点においても、本件システムが完成していたとは認められない。

札幌高裁判決・・・本件システムは、遅くとも本件解除時までには、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった 1 項目を除き、全て完成していたものと認められる。

(2) 判決の争点 (4) : 本件仕様凍結合意の意味について

旭川地裁判決・・・本件仕様凍結合意とは、開発範囲を確定し、以後、原告は、被告に対し、新たな機能の開発要求はもちろん、画面や帳票、更には操作性に関わる開発要求も含め、一切の追加開発要望を出さないとの合意であったとみるのが相当である。

札幌高裁判決・・・本件仕様凍結合意が、一般的な意味での「仕様凍結」の合意を意味するとみるのが相当であることは、原判決のとおりである。

(3) 判決の争点 (6) : 原告のマスタの抽出義務の有無等について

旭川地裁判決・・・継続的な設定変更・確認が必要なマスタについては、原告が既存マスタのデータを抽出し、必要な入力作業をする義務を負っていたが、その作成を懈怠し、あるいは協力を怠った。

札幌高裁判決・・・上記のマスタの抽出義務を負っていたのは一審原告であり、一審原告はマスタの抽出義務を怠り、一審被告がマスタの作成を代行するに際しても協力を怠った。

(4) 判決の争点 (7) : 本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任について

旭川地裁判決・・・最大の原因は、システム開発の専門業者である被告が、原告の追加開発要望に翻弄され、本件プロジェクトの進捗を適切に管理できなかったことである。原告の協力が不十分であったこともその一因となっている。原告に 2 割、被告に 8 割の責任がある。

札幌高裁判決・・・一審原告が大量の追加開発要望を出し、マスタの抽出義務を懈怠したことで、本件システム開発が遅延した。一審原告には本件契約上の協力義務違反が認められる。一審被告には債務不履行（履行遅滞）について帰責性がなく、過失の存在も認められない。

6. 判決の主文と裁判所の判断の詳細

1 判決の主文

旭川地裁判決	札幌高裁判決
<p>1 被告は、原告に対し、<u>3億6508万5426円</u>及びこれに対する平成23年4月2日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。</p> <p>2 原告は、被告に対し、<u>3億8386万1689円</u>及びこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。</p> <p>3 原告及び被告のその余の請求をいずれも棄却する。</p> <p>4 訴訟費用は、第1事件、第2事件を通じてこれを2分し、それぞれを各自の負担とする。</p> <p>5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。</p>	<p>1 一審原告の控訴を棄却する。</p> <p>2 一審被告の控訴に基づいて、原判決を次のとおり変更する。</p> <p>3 <u>一審原告の請求を棄却する。</u></p> <p>4 一審原告は、一審被告に対し、<u>金14億1501万9523円</u>及びこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。</p> <p>5 一審被告のその余の請求をいずれも棄却する。</p> <p>6 訴訟費用は、第1、2審を通じて3分し、その2を一審原告の、その余を一審被告の各負担とする。</p>

2 争点（1）（本件システムの引渡日を平成22年1月4日以降へ延期するとの合意の有無）について

旭川地裁判決（59頁）	札幌高裁判決（59～60頁）
<p>本件システムの引渡日を平成22年1月4日以降に延期するとの合意が存在したとは認められない。</p>	<p>本件システムの引渡日を平成22年1月4日以降に延期するとの合意が存在したと認められないことは、原判決のとおりであるから、これを引用する。</p>

3 争点（2）（平成22年1月3日又は同年4月23日の時点における本件システムの完成の有無）について

旭川地裁判決（59～60頁）	札幌高裁判決（60～68頁）
<p>(1) 平成22年1月3日の時点における完成の有無について イ <u>本件システムは、本件要求仕様書等において原告が要求し、被告が本件仕</u></p>	<p>(1) <u>システム開発では、初期段階で軽微なバグが発生するのは技術的に不可避であり、納品後のバグ対応も織り込み済みであることに照らすと、</u></p>

様書等において提供することを約束した機能等が実現され、稼働する状態が達成されて初めて完成とみなされる。

本件システムについては、平成21年11月には総合試験を開始していたと認められるところ、同月14日に実施されたプレリハーサルにおいては複数の不具合が発生し、同月28日の第1回外来リハーサルにおいても、やはり複数の不具合が発生していた。

被告は、同年12月9日、不具合の存在等を理由に平成22年1月の稼働開始を延期したい旨申し入れ、その結果、平成21年12月13日に予定されていた第2回外来リハーサルも中止される事態となっている。同日実施された被告のスルーテストでは、複数の不具合が発生していたところ、その原因として、B3・PLは、十分なテストができていなかったことを認める発言をしている。

平成22年1月18日の第16回専門部会では、原告から、被告の作成した資料に記載されていない不具合があることが指摘され、被告が試験項目数やマスタ設定数の設定に不備があったこと、開発が完了したとの判定に不適切なものがあったこと、試験の実施方法に問題があったことを認め、謝罪し、今後は修正や変更後のテストを徹底すると述べるに至っている。

原告が平成22年1月から同年2月にかけて本件プロジェクトを継続するか否かを判定するため本件システムの完成度を評価したところ、その結果は、最終的には6WGにおいて「否」とされ、総合評価も「否」とされている。

平成22年3月16日に被告が原告に提出した「プロジェクト再開に向けてのご提案」と題する書面においては、平成22年3月に不具合改修・開発を行うこと、同年5月上旬までに自主的品質試験を行うこと、その上で納期を平成23年1月又は平成22年9月下旬とすることが提案されている。

バグ等が存在しても、システムを使用して業務を遂行することが可能であり、その後の対応で順次解消される類のものであれば、仕事が完成したと認定すべきである。

(2) 上記の見地から検討するに、以下のような事実に照らすと、本件システムは、遅くとも本件解除時（平成22年4月26日）までには、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった1項目を除き、全て完成していたものと認められる。

ア リハーサルの実施について

遅くとも平成21年12月13日までには、本件システムは外来リハーサルを実施できる程度までには完成していた。

イ 総合試験結果

一審被告は、本件システムへの切替時又は切替後に実施すべき6項目を除く項目について総合試験を実施し、総合試験を実施したすべての項目について合格と判定されるに至っている。

ウ 「技術仕様書未実施リスト」

本件仕様凍結合意時に本件システムに含めることに合意された機能6486項目のうち、平成22年3月16日時点で開発未了だったのは1項目に過ぎない。

エ 「プロジェクト再開に向けてのご提案」

「プロジェクト再開に向けてのご提案」は、同日時点における本件システム開発の進捗状況として、「プログラムの不具合」（バグ）112個のうち110個は既に対応が完了しているとしていた。未完了の2項目のうち、1項目は一審原告が確定すべき仕様に関するもので、他の1項目はバグではなく開発対象外の開発要望であった。

オ 完成証明資料

ウ こうした経緯を踏まえると、被告は、総合試験を終了したとして、平成21年12月28日、原告に総合試験成績書を提出しているものの、その内容をたやすく信用することはできないと言うべきであって、平成22年1月3日までに本件システムが完成、すなわち稼働する状態を実現していたと認めるに足りる証拠はないというべきである。

(2) 平成22年4月26日の時点における完成の有無について

平成22年1月3日の時点で本件システムが完成していたとは認められない上、同年1月4日から同年4月26日までの間に被告が本件システムを完成させたと認めるに足りる確な証拠もない。そして、仮に同年4月26日までに本件システムが完成していたのであれば、被告としてはその旨を原告に連絡し、検収するよう促してしかるべきであるが、被告がそのような行動を取ったことはうかがわれない。

したがって、本件解除がされた平成22年4月26日の時点においても、本件システムが完成していたとは認められない。

一審被告が平成22年6月25日までに作成した完成証明資料によれば、同日までには、一審原告の協力が必要であった1項目を除き、本件システムが完成していた事実が認められる。

(3) これに対して、一審原告は、本件解除時までには本件システムは完成していなかった旨を主張する。

ア (外来プレリハーサル及び第1回外来リハーサルの) 不具合については、全て平成21年12月23日までに対応が完了していた。

イ 平成21年12月13日実施のスルーテストの結果について、一審原告のG副部長が不具合を指摘している。また、一審原告側において、平成22年1月から同年2月にかけて実施した本件システムの完成度の評価において、5WGにおいて「否」と評価され、総合評価も「否」とされている。

しかし、上記評価は、本件仕様凍結合意時に合意された開発項目についての本件システムの完成度を正確に評価したものととは考えられない。

ウ (専門部会の席等の本件システムの不具合や開発の遅れについての謝罪) は、追加開発要望が一審原告から大量に出され、その相当数について対応を余儀なくされ、本件システム開発が遅れていた一審被告による謝罪であって、その発言が全て一審被告の真実の認識に基づくものと考えられるのは相当ではない。

エ 「プロジェクト再開に向けての御提案」は、(追加開発要求のうち118項目を開発項目に含め、かつシステム移行に伴う休診を回避したいという) 一審原告の意向を踏まえた提案であって、本件システムの開発自体に相当の猶予期間が必要であるという趣旨からの提案というわけではない。

オ リハーサルが中止され、以後、リハーサル及び操作研修等が行われな

	<p>かったのは、一審原告の一部職員が、独自の見解から、リハーサルの実施に消極意見を出し、また、一審被告との接触を一方的に拒否したためであって、本件システムが未完成だったからとは認められない。</p> <p>カ 一審被告としては、上記エのような一審原告の意向を踏まえた適用確認等が必要と考えていたのであって、即時の検収等を求めなかったからといって、本件システムが完成していなかったということはできない。</p> <p>キ 以上のとおり、<u>本件解除時までに本件システムは完成していなかった旨の一審原告の主張は採用できない。</u></p>
--	--

4 争点（3）（被告の本件契約上の義務の範囲）について

旭川地裁判決（60～65頁）	札幌高裁判決（68～82頁）
<p>(1) 分類1、2についてのカスタマイズ義務の有無について</p> <p>原告と被告が本件契約において分類1（パッケージ標準機能）、分類2（他病院機能の移植）についてもカスタマイズを行うことを合意したということではできず、被告は分類1、2についてはカスタマイズを行う義務はない。</p> <p>(2) 分類1、2についての要件定義書及び外部設計書の提出義務について</p> <p>本件原契約の締結前に原告が提示した本件要求仕様書には、原告が落札者に対し基本設計資料、実装設計資料及び承認仕様書の提出を求め、原告の承認を受けることが必要であると記載されており、被告はこの条件を応諾して入札し、落札者として本件原契約を締結したものである。被告は、入札に当たり、提案補助資料を原告に提出しているが、同資料には、被告が、ワーキングの結果を取りまとめて要件定義書及び外部設計書を提出する旨記載されている。</p> <p>原告は、遅くとも本件プロジェクトの進捗の遅れが顕著になった平成21年8月以降には、被告に対し、要件定義書、画面設計書、帳票設計書の書面</p>	<p>(1) 分類1及び2についてのカスタマイズ義務の有無について</p> <p>ア 分類1及び2について一審被告にカスタマイズ義務が認められないことは、以下のとおり補正するほか、原判決のとおりであるから、これを引用する。（補正は省略します）</p> <p>イ 当審における一審原告の主張について</p> <p>一審原告は、分類1及び2に関してもカスタマイズできると解さなければ、医療安全上の重大な危機を将来しかねない旨を主張する。しかしながら、これら機能を利用することによって直ちに医療安全上の重大な危険を将来するとは考えられない。</p> <p>現行の運用の維持を最優先して、一から新たに開発するオーダーメイド型の開発を発注するのか、運用の見直しを前提として、パッケージをベースにした開発を発注することにより経費の削減を図るのかは、まさに発注者である一審原告の判断事項であり、一審原告において後者を選択した以上は、カスタマイズの要望ができる範囲が限定されたとしても、</p>

を提示するよう再三にわたって要求していたところ、これに対し、被告が、「分類1、2については要件定義書や外部設計書（基本設計書）を作成する義務はない」などと異議を述べたことはうかがわれない。

そうすると、本件契約においては、分類のいかんを問わず、被告が上記の一般的な意味における要件定義書や外部設計書を作成することが前提とされていたというべきである。

本件契約においては、本件要求仕様書に記載されたとおり、被告が基本設計資料、実装設計資料を作成し原告の承認を得る義務を負っていたと解されるのであって、要件定義書もこれらの資料に該当するものとして原告の承認を得ることが当然に予定されていたというべきである。原告としては、本件システムの納品を受け、これを運用していくことになるのであるから、本件システムがどのような機能を有しているのかを一覧できる書面を求めることは当然であって、これをWGで配付される資料をもって代替するということはおおよそ考え難いし、本件解除がされるまでの一連の事実経過に照らしても、被告がそのようなことを提案したことや、原告がこれを了承したことをうかがわせる事情は全く見当たらない。

被告が、原告に対し、分類1、2については一般的な意味における要件定義書や外部設計書は作成されないなどと説明した事実や、原告がこれを了承した事実も認められない。

やむを得ないことというべきである。

この点、本件の紛争の根本的な原因は、一審原告が、現行の運用の維持に固執する現場の医師等の要望を十分に反映させないまま本件要求仕様書等を取りまとめて本件契約を締結したこと、にもかかわらず、その後、本件要求仕様書等並びにこれを踏まえて作成された本件技術仕様書の記載を無視して出される現場の医師らの追加開発要望を抑えるための努力を放棄し、一審被告がその対応に当たらざるを得なかったことにあったことにあると考えられる。

分類1及び2についてのカスタマイズ義務が一審被告にあった旨の一審原告の当審における主張は、いずれも採用できない。

(2) 要件定義書等の提出義務の有無について

イ 分類1及び2についての要件定義書等の提出義務について

本件要求仕様書等を踏まえて作成された本件技術仕様書は、当該システムにおいて実装すべき項目を明確にして整理した要件定義書に当たるものであって、カスタマイズを予定していなかった分類1及び2については、これとは別に「要件定義書」というタイトルの書面を新たに作成することはおよそ必要がなく、本件において予定されていなかった。

要件定義工程作業実施要項、プロジェクト計画書及び品質保証計画書で言及された要件定義書等は、いずれも分類3についてのものを指す。

ウ 分類3についての要件定義書等の提出義務について

分類3はカスタマイズが予定された項目であるから、外部設計書の作成が予定されていたものである。

エ 一審被告は、分類3に限っては、要件定義書等を作成し、これを一審原告に提出して、専門部会において審議及び承認を得る義務があったが、これを怠っていたと認められる。

5 争点（４）（本件仕様凍結合意の意味）について

旭川地裁判決（６５～６７頁）	札幌高裁判決（８２～８５頁）
<p>(1) 平成21年7月7日の第8回専門部会においてされた本件仕様凍結の合意の意味については、原告と被告とで解釈に違いがある。すなわち、被告は、本件仕様凍結合意とは、原告がそれ以降新たな追加要望を行うことができないという意味であると主張するのに対し、原告は、本件仕様凍結合意とは、新しい機能の開発要求はしないという意味にすぎず、例えば機能の開発要求ではない画面周りの要望は当然に許されると主張する。</p> <p>(2) ア そこで検討すると、<u>そもそも「仕様凍結」という用語自体、仕様を凍結する、すなわち、開発すべき仕様を確定し、以後これを変更しないことを意味するものと解するのが、その文言からして自然である。</u>そして、システム開発が、画面や帳票等に関する軽微な変更であっても、他の部分に影響し、結果として開発の工数や費用が増大する可能性があるのであるから、<u>「仕様凍結」後には、新たな機能の開発要求はもちろん、画面や帳票、更には操作性に関わる開発要求をすることは、基本的には許されないものと解するのが合理的である。</u></p> <p>イ <u>本件システム開発については、いわゆるウォーターフォールモデルが採用されているのであるから、仕様凍結後に新たな開発要求が出され、そのために要件定義工程や外部設計工程をやり直すことは、基本的には想定されていないというべきである。</u>被告が平成20年1月14日のキックオフ以来複数回にわたって原告に交付したマスタスケジュール等においても、要件定義及び外部設計が終了した段階で「仕様凍結」とされ、その後は開発工程に進むものとされているが、これも仕様凍結後に要件定義工程や外部設計工程をやり直さないことを前提としたものと解される。そして、被告は、同月27</p>	<p>(1) <u>本件仕様凍結合意が、開発対象を確定し、以後、一審原告は、一審被告に対し、新たな機能の開発要求はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないとの合意（一般的な意味での「仕様凍結」の合意）を意味すると見るのが相当であることは、原判決のとおりであるから、これを引用する。</u></p> <p>(2) 当審における一審原告の主張について</p> <p>ア 一審被告は、本件仕様凍結合意当時、要件定義書等の提出がなく、要件定義工程や外部設計工程は終了していなかったから、これらの工程をやり直さないという意味での「仕様凍結」の段階に至っていたとはいえ、ベンダがユーザの追加開発要望を拒否する前提を欠くし、画面や帳票、操作性を確認していない段階であり、ユーザである一審原告としては、追加開発要望や検討ができると考え、期待するのが当然である旨を主張する。</p> <p>しかしながら、分類1ないし3のいずれについても本件技術仕様書によって開発対象が基本的には明確になっていたし、分類3については外部設計書の作成が予定されていたが、一審被告は、未だ合意できていなかったPDAの機能を除き、WGにおいて作成すべき画面イメージや帳票サンプル等の確認及び承認を得ていたのであって、要件定義書等の提出がなかったからといって、要件定義工程が終了していなかったことはできず、また、追加開発要望が出せると一審原告が期待していたとしても、その期待は合理的なものであったということとはできない。</p> <p>また、一審原告が、デモ機を借り受け、WGにおいてパッケージ標準</p>

日の第1回専門部会で既に平成21年2月末をもって仕様を凍結したい旨発言しているところ、同年1月28日の第3回専門部会においては、A7医師が、同年2月で仕様凍結とすることの問題を指摘し、「(原告) 実際に見て確認し、評価して初めて仕様凍結といえるのではないか。」などと述べている。このような原告と被告の協議内容に照らしても、原告において、仕様凍結後に新たな開発要求をして要件定義工程や外部設計工程をやり直すことはできないことが認識されていたというべきである。

ウ 加えて、以下のとおり、平成21年7月7日の本件仕様凍結合意に至るまでの経緯に照らすと、仕様凍結によって開発範囲を確定し、以後、一切の追加開発要望は出さないということが双方の共通認識になっていたというべきである。

すなわち、本件プロジェクトでは、平成21年1月以降、各WGにおいて、原告から種々の開発要望が出され、これに対し被告が仕様外カスタマイズ、すなわち、本件技術仕様書において被告が開発するものとはされていない項目に関するカスタマイズに当たるとして、開発範囲を絞るよう原告に要求し、双方で意見の対立が生じていたことが認められる。こうした事態を受けて、同年3月17日の第6回専門部会では、同日末日までに各WGにおいて追加開発要望の重要度を再度精査して、開発範囲を絞ることとされたのにもかかわらず、その後も原告のカスタマイズ要望は増加し、同年4月27日の第7回専門部会では、カスタマイズ要望を絶対に必要な機能に限ることが確認されたものである。そして、原告のカスタマイズ要望の全てに応じた場合、同年9月24日に本件システムの運用を開始することは難しいと判断され、その結果、電子カルテカスタマイズ要望一覧の導入範囲欄に「○」が付されているものに限って被告が開発を行うこととして、同年7月7日の本件仕様凍結合意に至ったものである。

機能及び他病院機能を仕様を確認する作業を行っていたことを前提として、パッケージ標準機能及び他病院機能を信頼して、未確認部分についても一切の追加開発要望は出さないことを受け入れることが、あながち不合理な意思決定といえないことは、原判決が説示するとおりである。

この点について、一審原告は、デモ機はすべての機能を網羅しておらず、また、一審原告病院全体でパッケージを十分に確認できる状況になかった上、パッケージの機能と現行システムの機能との違いが指摘されていたから、他病院への導入実績があるパッケージだからといって信頼できるような状況にはなかった旨を主張する。

しかしながら、全ての機能を網羅していなかったというのはデモ機であるから当然のことであり、一審原告の職員がこれらを利用してパッケージの確認を行わなかったとしても、その結果を一審被告の不利益に扱うことは相当ではない。また、パッケージの機能と現行システムの機能とが違うことは当然のことであって、このことが、デモ機によってパッケージの確認ができなくなる理由になるとはいえない。

イ 一審原告は、本件仕様凍結合意後も一審被告が書面(カスタマイズ仕様書等)又は開発したシステムの確認を一審原告に求めたのは、一定の変更等の余地があることを前提とするものであった旨を主張する。

しかしながら、ベンダにおいて、開発したシステムの内容の確認をユーザに求めることは当然であって、だからといって、ユーザからなされる追加開発要望を受け入れることをベンダが許容していたということとはできない。

ウ 平成21年7月6日の第12回推進事務局会議において、一審被告がカスタマイズを約束した項目以外には対応できないと回答したことに対し、一審原告が、特段の異議を述べなかったこと、また、翌7日の第8

このように、本件仕様凍結合意は、被告が仕様外カスタマイズの要望に応じて追加開発を行う代わりに、本件システムの運用開始日を平成22年1月4日と変更することが前提となっていたものである。 そうだとすると、本件仕様凍結後に、被告が原告の更なる要望に応じて追加開発を行うこととなれば、変更後の運用開始日までに本件システムを完成させることが困難となる可能性があるのであるから、そのような追加開発は予定されていなかったというべきである。本件仕様凍結合意を受けて、原告と被告は、本件システムの運用開始日を平成22年1月4日とする本件変更契約を締結している。

エ 以上の事情を総合すると、本件仕様凍結合意とは、開発範囲を確定し、以後、原告は、被告に対し、新たな機能の開発要求はもちろん、画面や帳票、更には操作性に関わる開発要求も含め、一切の追加開発要望を出さないとの合意であったとみるのが相当である。

(3) これに対し、原告は、被告が平成21年7月7日までに要件定義書及び外部設計書を提出していなかったから、同日時点で原告が本件システムの全体像を把握することはできなかったことからすると、本件仕様凍結合意とは、新しい機能の開発要求をしないという意味にすぎず、これに該当しない開発要求は許されると主張し、これに沿う意見書を提出する。

しかしながら、平成21年7月7日の時点では、原告の要望する仕様外カスタマイズに応じては当初の運用開始予定日である同年9月24日に運用を開始することができないことが認識され、開発範囲を限定する代わりに運用開始日を平成22年1月4日に変更することとされたのであるから、本件仕様凍結合意とは、以後一切の追加開発要望を出さないことを意味するものであったと解するのが合理的である。

本件システムが、C I Sという他病院への導入実績のあるパッケージをベースにしたものであること、本件仕様凍結合意前に各WGにおいてパッケー

回専門部会において、B教授が、今後開発プログラムが徐々に出来上がってくると発言したことについて、一審原告は、電子カルテカスタマイズ要望一覧の導入範囲欄に「○」が付されたものを開発対象とすることを一審原告が了解したということを示すものに過ぎない旨を主張する。

しかしながら、これは、本件仕様凍結合意後は追加開発要望を出さないことができないと一審原告自身認識していたと評価する根拠というべきであって、一審原告の上記主張は採用できない。

エ 一審原告は、開発範囲を絞ってまで本件システムの運用開始を早めなければならない事情はなかった旨を主張する。

しかしながら、電子カルテ化が一審原告にとって喫緊の課題であったことは、一審原告自身が主張しているところであり、平成22年1月4日に本件システムの運用開始を実現するために、開発範囲を絞る旨の本件仕様凍結合意をする必要性は、一審原告の側にも強く存在していたというべきである。

オ 一審原告は、本件仕様凍結合意が今後一切の追加開発要望を出さないという合意であるとしても、一審原告はそのような認識は有しておらず、これは、仕様凍結の意味やその後の手続等について適切な説明をしなかった一審被告の責任である旨を主張する。

しかしながら、一審原告自身、本件仕様凍結合意が今後一切の追加開発要望を出さないという合意であると認識していたことは、上記ウや、一審原告による追加開発要望のために本件システム開発が遅れており、開発対象に取り込むべき開発要望の精査を行ってきた結果本件仕様凍結合意に至った経緯等に照らして明らかである。 もっとも、現場の医師らには、そのような認識が必ずしも浸透していたとはいえず、これが本件の紛争の根本的な原因の一つとなっていたことは、前記のとおりである

<p>ジの仕様を確認する作業が行われていたことからすると、原告が、パッケージを信頼して、未確認部分についても一切の追加開発要望は出さないことを受け入れることも、あながち不合理な意思決定とはいえない。</p>	<p>が、これは、一審被告ではなく、一審原告の責任というべきである。カ 以上のとおりであって、<u>本件仕様凍結合意後も追加開発要望を出すことが禁止されてはいなかった旨の一審原告の主張は採用できない。</u></p>
---	--

6 争点（5）（171項目の追加要望の開発対象該当性）について

旭川地裁判決（87～104頁）	札幌高裁判決（85～101頁）
<p>(1) 平成21年7月7日に、本件技術仕様書に記載された項目及び同日付け電子カルテカスタマイズ要望一覧の「導入」欄に○が付された仕様項目のみが開発対象とされたものである。</p> <p>そこで、本件における171項目の追加要望について、本件技術仕様書上、あるいは電子カルテカスタマイズ要望一覧上、開発対象内の仕様についての要望であるか否かを判断する。</p> <p>(2)～(108) (67～104頁。省略します)</p> <p>通番1から通番171までの原告の追加開発要望のそれぞれについて、開発対象内の開発要望か、開発対象外の開発要望であるかについての認定判断をしている。</p> <p>(109) 小括</p> <p>以上より、被告が納期遅延の原因であると主張する171項目の追加要望（ただし1項目の欠番を含む）のうち、<u>92項目が、その全部又は一部が開発対象外の事項に関する追加開発要望である。</u></p>	<p>(1) 一審被告は、一審原告が本件仕様凍結合意後に開発対象外の171項目の追加要望（ただし実数は169項目である。）を出し、この結果、本件システム開発が遅延した旨を主張する。</p> <p>これに対し、一審原告は、171項目の追加要望（実数は169項目）のうち、開発対象外の要望は3項目であることは認めるが、12項目は一審原告が要望したものではなく、その余の154項目は開発対象内の開発要望であり、開発対象外の開発要望ではない旨を主張する。</p> <p>(2) そこで検討するに、171項目の追加要望は、本件システムの引渡し履行期になされなかったこと（債務不履行）についての帰責性がなく、また、一審原告に協力義務違反が認められる根拠の一つとして一審被告が主張するものであるから、これらの開発要望が出されたこと及びそれが開発対象外の開発要望であることについて一審被告が主張立証責任を負うものというべきであり、これに反する一審被告の主張は採用できない。そして、171項目の追加要望（実数は169項目）のうち、一審原告が本件仕様凍結合意後に要望を出したのは162項目（実数は161項目）であり、このうち<u>125項目（実数は124項目）が開発対象外の開発要望であったと認められる。</u>（原判決の補正は省略）</p>

7 争点（6）（原告のマスタの抽出義務の有無等）について

旭川地裁判決（１０４～１０９頁）	札幌高裁判決（１０１～１０８頁）
<p>(1) マスタの抽出義務について（１０４～１０９頁）</p> <p>ア 原告は、被告がマスタの抽出義務を負っていたと主張し、被告は原告が同義務を負っていたと主張している。そこで以下、検討する。</p> <p>イ 証拠及び弁論の全趣旨によれば、マスタファイルについて、次の事実が認められる。</p> <p>(ア) <u>マスタファイルとは、データベースにおいて、データの処理に必要な基本的な情報をまとめたファイルをいう。</u></p> <p><u>本件システムの電子カルテシステムにおけるマスタファイルは、大別すると、①システム稼働後に原則として変更しないマスタと、②本件システムの稼働後に継続的な設定変更・確認が必要なマスタの２つに分類される。</u></p> <p>(イ) 既存システムから新システムにマスタを移行する作業は、一般に、次のような手順で行われる。</p> <p>a 最初に、新システムのベンダが、ユーザに対し、マスタの意味とシステムとの関連性の説明を行う。</p> <p>b <u>ベンダとユーザは、それぞれが登録すべきマスタデータの内容をエクセルファイルのシート（マスタ登録シート）に入力する。</u>なお、ベンダは、ユーザがマスタ登録シートに入力する際の作業を補助し、その負担を軽減するために、新システムへのマスタ登録イメージに合致したマスタ登録シートを作成してユーザに交付し、マスタ登録シートへの入力方法等を説明する。</p> <p>c <u>ユーザは、ベンダが移行の可否を判断できるよう、ベンダに対し、既存システムマスタの構造及び内容を提示し、説明する。</u>これを受けて、ベンダは、既存システムマスタが新システムマスタに移行できるか否かを検討する。</p>	<p>(1) 前提事実（５）のとおり、マスタ（データ処理に必要な基本データをまとめたファイル）のうち、①システム運用開始後に「原則として変更しないマスタ」（画面に表示する項目の初期設定やチェック機能の有効化、無効化などの設定といった、主としてシステム設定に関するもの）の作成義務が一審被告にあったことは争いが無いが、②<u>システム運用開始後に「継続的な設定変更・確認が必要なマスタ」（薬品や検査項目などのように、ユーザである病院によって異なり、一定の頻度で変更や更新が行われるもの）の作成義務（現行システムからの抽出義務とほぼ同義である。）が一審原告にあったか否かは争いがある。</u></p> <p>(2) そこで検討するに、<u>本件契約上マスタの抽出義務を負っていたのは、一審原告であり、しかるに、一審原告は、マスタの抽出義務を怠り、一審被告がマスタの作成を代行するに際しても協力を怠ったものと認められる。</u></p> <p><u>その理由は、以下のとおり補正するほか、原判決のとおりであるから、これを引用する。</u>（原判決の補正に関する判示は省略します）</p> <p>(3) 当審における一審原告の主張について</p> <p>ア 一審原告は、本件要求仕様書及び本件技術仕様書において、マスタの抽出は一審被告の義務である旨記載されており、一審原告は、平成２０年１０月９日に実施した応札者に対する１回目のヒアリングでそのことを確認した旨を主張する。</p> <p>しかしながら、一審原告の指摘する本件要求仕様書及び本件技術仕様書の記載は、一審被告が一定範囲のマスタの抽出作業を行うこと及びその場合の費用を一審被告が負担することを定めたものに過ぎず、<u>全てのマスタの抽出作業を一審被告が行う旨定めていたということではできな</u></p>

d ユーザは、移行可能と判断された既存マスタを既存システムから抽出する。

e ベンダは、ユーザによって抽出された既存システムのマスタデータを、エクセルファイルであるマスタ登録シートの該当項目に入力して登録する。

f ユーザは、ベンダによって入力された既存システムのマスタデータを確認し、移行対象とならなかったその他のデータ項目をマスタ登録シートに入力する。これにより、マスタ登録シートが完成する。

g ベンダは、上記 f のマスタ登録シートに基づき、マスタデータを新システムに登録（インポート）する。

ウ 前記認定事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。（以下省略します。判示部分は105～107頁を参照）

エ 以上のとおり、被告が提出した本件技術仕様書の添付資料においては、各種マスタの情報の入力作業は原告が行うものとされていたこと、プロジェクト概要においても、運用開始後もメンテナンスが必要な設定については原告が行うものとされていたことが認められるのであって、被告が、本件原契約を締結するに当たって、上記イ（イ）記載の一般的な手順を想定していたことは明らかである。

そして、キックオフにおいても、上記の一般的な手順を前提として、被告から原告にマスタ作成への協力要請がされたのに対し、原告からはマスタの作成は全て被告が行うべきであるなどといった発言は出されなかったことが認められる。

このような経緯を経て、原告と被告は本件原契約を締結し、その後、被告が作成したマスタスケジュールにおいても、マスタ作成の主担当は原告であるとされていたにもかかわらず、これに原告が異議を述べた形跡はうかがわ

い。応札者に対する1回目のヒアリングにおける一審被告の回答も、本件技術仕様書の上記記載について確認したにとどまり、これを超えて、全てのマスタの抽出作業を一審被告が行うことを約束したものであるとはできない。

イ 一審原告は、一審原告にマスタの抽出義務があるかのような記載がある提案補助資料は、本件技術仕様書の下位に位置付けられる文書であって、両者が矛盾する場合は後者が優先する旨を主張する。

しかしながら、上記アのとおり、本件技術仕様書上も、全てのマスタの抽出作業を一審被告が行う旨定めていたということとはできず、一審原告の上記主張はその前提を欠く。

ウ 平成20年11月14日のキックオフ時のCPLのD薬剤師への回答も、本件技術仕様書の記載に反して、一審被告が全てのマスタ抽出作業を行うことを約束したものであるとはできない。

エ 一審原告は、マスタスケジュールにおいて一審原告の役割と記載された「マスタ作成」とは、現行システムにないマスタを新規に作成する作業を意味し、これに限って一審原告が作成義務を負う旨を主張するが、マスタスケジュールの上記文言をこのように狭く解釈すべき理由はなく、一審原告の上記主張は採用することができない。

オ 一審原告は、平成21年3月31日の第9回推進事務局会議において、一審被告からなされた「移行できない項目は、病院様からの指示、例えばマスタ設定ができる資料のご提出により弊社がマスタ設定を行い、病院様に確認していただくか、病院様に設定していただく。」との発言に対し、一審原告から異議が出なかったこと、同年4月27日第7回専門部会において、J医師が「なるべく職員がマスタを作成することがないようNTTにお願いしたい。」と発言したことについて、一審原告がマ

れず、平成21年3月31日の推進事務局定例会議においても、被告からマスタ移行について説明がされたのに対し、原告からは特段の異議が述べられていないのである。

そうすると、本件契約においては、継続的な設定変更・確認が必要なマスタについては、原告が既存マスタのデータを抽出し、必要な入力作業を行う義務を負っていたというべきである。

オ これに対し、原告は、次のとおり主張するが、いずれも採用することはできない。(以下省略します。判示部分は107～108頁を参照)

カ 以上によれば、被告が既存マスタの全データを抽出する義務を負っていたと解することはできず、継続的な設定変更・確認が必要なマスタについては、原告がこれを抽出し、必要な入力作業を行う義務を負っていたと認めるのが相当である。

(2) 原告の抽出義務の懈怠について(109頁)

ア 上記(1)のとおり、原告は、マスタの移行に際して、①既存マスタ及びマスタ仕様の提示、②旧システムマスタの抽出等を行った上でマスタ登録シートを完成させる義務があった。

イ しかしながら、薬剤マスタについては、原告が作成すべき薬剤マスタのうち45マスタ中33マスタについて、被告が現行システムから移行対象マスタを抽出し、マスタを作成したと認められる。

また、被告が代行してマスタ登録シートを完成させるに際しても、原告は、現行システムのベンダであるNECへ被告自ら協力を依頼するように述べるのみで、特段の協力を行わなかったものと認められる。

さらに、マスタ登録に当たってはその内容が医学的に適切か否かを確認するために原告の確認が不可欠であるにもかかわらず、A3薬剤師は被告が作成したマスタの点検や検証、動作確認を行わなかったと認められる。

マスタの抽出義務を負っていたことを自認したものである旨を主張する。

しかしながら、上記事実は、いずれも、一審被告がマスタの抽出や作成を全て行うべきであるとまで一審原告は考えておらず、一審原告においても、一定のマスタの抽出及び作成作業を行うことを自認していたことを裏付けるものであることは明らかであって、一審原告の上記主張は採用することができない。

カ 一審原告は、一審被告がマスタの抽出作業を行い、あるいは、同抽出義務があることを前提とする行動を採っていた旨を主張する。

しかしながら、一審被告はもともと一定範囲のマスタについて移行義務を負っているのであって、一審原告の指摘する上記一審被告の行動が、これを超えて、「継続的な設定変更・確認が必要なマスタ」の抽出作業に関する言動であったと認めるに足りる証拠はない。

また、一審原告は、一審被告が、①検体検査システム及び物流システムについて、NECに委託してマスタの抽出作業を行った事実、②54の薬剤マスタのうち33について抽出作業を行った事実を指摘し、これらは、一審被告がマスタの抽出義務を履行したものである旨を主張する。

しかしながら、これらは、一審原告がその義務であるマスタの抽出作業を行わず、本件プロジェクトが停滞する中で、やむなく一審被告がその一部の作業を代行したものであったと認められ、これらの事実があったからといって、一審被告が「継続的な設定変更・確認が必要なマスタ」の抽出義務を負っていたということとはできない。

そして、このように一審被告が一審原告に代わってマスタの抽出作業を行うに当たっても、一審原告は、既存システムのマスタの調査及び分析に必要な協力(NECへの協力依頼等)を行わず、このため、一審被

また、従前電子カルテ化されていなかったことから新たに作成することとなった処置マスタについても、被告は、原告に対し、マスタ作成の方法として、外来処理伝票を参考にして処置項目をエクセルデータに整理した上で、外来の処置マスタをマスタ登録シートに入力してマスタを作成することを提案したが、処置・指示WGのリーダーであるA4医師は、これを拒絶し、結局被告のSEがマスタ登録シートへの書き起こし作業を行うこととなったことが認められる。

さらに、平成21年7月23日の第1回システム連絡会において、被告は作成した処置マスタを原告に提出し、同年8月6日を期限として、各診療科等に内容の確認を依頼したが、同年9月29日の時点でも回答したのは20診療科中9診療科のみであった。

被告は、同年10月1日に、最終回答期限を同月13日に設定し、期限を過ぎても回答のない診療科については、他の登録済みの診療科のデータを用いて運用することとなる旨の連絡を各診療科に送付したが、同日以降も回答のない診療科が6診療科存在した。

同月頃には、被告のB7・SEが、処置・指示WGのA15看護師長やA4医師に対しマスタの確認・検証を依頼したが、同看護師長は多忙を理由に、A4医師は自身の所属する診療科以外は詳細を理解していないことなどを理由に、これを行わなかったことが認められる。

ウ 以上の次第であって、原告は、自らが作成し、あるいは被告の作成業務に協力すべきマスタについて、その作成を懈怠し、あるいは協力を怠った部分があることは否定できないというべきである。

告の負担が増大したものと認められる。

これに対して、一審原告は、平成20年11月17日の打合わせにおいて、NECに対して、一審被告への協力を依頼しており、マスタのデータ抽出に関して、NECへの協力依頼等を怠った事実はない旨を主張する。しかしながら、一審原告は、本来自らが行うべきマスタの抽出作業を一審被告に行わせていたのであるから、上記のような一般的・抽象的な協力依頼では足りないものというべきである。

キ 一審原告は、一審被告の作成したマスタについて、途中の点検は想定されておらず、D薬剤師らが検証、動作確認を行わなかったという事実も存在しない旨を主張する。

しかしながら、抽出したデータを移行する前にその点検を行うことは当然必要になることであって、これは、一審原告の医療業務に精通し、また、医療の専門知識を有するものでなければ行うことができない。D薬剤師らが一審被告の求めにも関わらず、マスタの検証、動作確認を行わなかったことは、補正して引用する原判決で認定説示するとおりであって、これらも一審原告のマスタの抽出義務の懈怠というべきである。

ク 一審原告は、平成21年10月13日になっても、いわゆる「仕様凍結」の段階に至っていなかったから、マスタを先行して提出するような状況ではなかった旨を主張する。

しかしながら、本件仕様凍結合意が文字どおりの「仕様凍結」の合意であって、以後はマスタ作成等の作業に写る段階に至っていた。

ケ 一審原告は、CPLが提供を約束した他病院の処置マスタの提供が遅れるなど、十分なマスタ作成支援が得られなかった旨を主張する。

しかしながら、CPLが、他病院のマスタの提供を求められた際、「マスタは病院独自のものであり、そのまま移植することは難しい。」と説

	<p>明しているように、他病院のマスタはあくまでも参考程度のものであって、その提供が遅れたために一審原告のマスタの抽出作業が遅れたと認めることはできない。</p> <p>コ 以上のとおり、<u>一審原告がマスタの抽出義務を負わず、したがってその懈怠もしていない旨の一審原告の主張は採用できない。</u></p>
--	---

8 争点（7）（本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任）について

旭川地裁判決（109～113頁）	札幌高裁判決（108～115頁）
<p>(1) 前記1の認定事実によれば、本件プロジェクトが頓挫するに至った経緯は、次のとおりである。</p> <p>本件プロジェクトは、平成21年9月24日に本件システムの運用を開始することを目標に、平成20年11月以降、専門部会における方針決定、各WGにおける仕様の確認・検討が行われたものである。</p> <p>ところが、当初のマスタスケジュールにおいては、平成21年2月第4週までには要件定義工程及び外部設計工程を終えることとされていたが、原告からは分類1、2とされていた項目についてもカスタマイズの要望が多数出されるなどして、同年1月頃から進捗の遅れがみられるようになり、結局同年2月末の時点では、要件定義工程や外部設計工程を終えることはできず、要件定義書や外部設計書は未完成のままであった。</p> <p>同年3月には、仕様外のカスタマイズを実施するか否かが専門部会でも議論の俎上に上るようになり、被告は、原告に対し、被告が仕様外カスタマイズとする開発要望を絞るよう求めたものの、原告のカスタマイズ要望はその後も増加した。そして、開発を要望する原告と、これを絞るよう要請する被告との間で折衝が行われた結果、原告と被告は、同年7月7日の本件仕様凍結合意に至り、電子カルテカスタマイズ要望一覧において被告が開発する</p>	<p>(1) 一審原告の債務不履行責任について（108～113頁）</p> <p>ア 協力義務違反について（108～109頁）</p> <p><u>システム開発はベンダである一審被告の努力のみによってなし得るものではなく、ユーザである一審原告の協力が必要不可欠であって、一審原告も、一審被告による本件システム開発に協力すべき義務を負う（一審原告も、一般論として上記のような協力義務を有していることは認めているところである。）。</u></p> <p>そして、<u>この協力義務は、本件契約上一審原告の責任とされていたもの（マスタの抽出作業など）を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告にその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているものというべきである。</u></p> <p>しかるに、前記6（注：争点（5）（171項目の追加要望の開発対象該当性）の判断）などのとおり、<u>一審原告が本件契約および本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告がこれに対応せざるを得なかったことから、本件システム開発が遅延した。また、前記7のとおり、一審原告がマスタの抽出義務を負っていたにもかかわらず、</u></p>

とされた項目に限って被告が開発義務を負うとされた。

これを受けて、原告と被告は本件変更契約を締結し、本件システムの運用開始日を平成22年1月4日に変更したものである。

ところが、原告は、別紙171項目主張対比表記載のとおり、その後も92項目にわたる開発対象外のカスタマイズを追加要望し、被告は、そのうち135項目の開発要望に応じたものの、同年（注：平成21年）11月から同年12月にかけて開催されたりハーサルでは不具合が発生するなど、原告が満足するシステムを構築することはできず、結局、平成22年1月4日の運用開始が実現しなかったものである。

(2) 以上の経緯に鑑みると、本件プロジェクトが頓挫するに至った大きな原因は、開発工数が被告の処理能力を超えていたという点にあるといえる。そして、その原因を本件仕様凍結合意後の事情に照らし考察すると、原告が同合意後も様々な開発要望を出したことが被告の重い負担になっていたことが容易に推認される。前記5（注：争点（4）（本件仕様凍結合意の意味）の判断）のとおり、本件仕様凍結合意とは、開発範囲を電子カルテカスタマイズ要望一覧において開発するものとされた項目に限ることとし、原告は今後一切の開発要望を出さないことを意味する合意であるから、原告が本件仕様凍結合意の後に開発要望を出したことは、同合意に反するものといわざるを得ない。

しかしながら、そもそもシステムの開発過程においては、ユーザ側から、本来ベンダが開発義務を負うものではない項目について開発（カスタマイズ）が要望されることはしばしばみられる事態である。そうすると、システム開発の専門業者である被告としては、納期までに本件システムが完成するよう、原告からの開発要望に対しても、自らの処理能力や予定された開発期間を勘案して、これを受け入れて開発するのか、代替案を示したり運用の変

これを懈怠し、一審原告の協力が得られないまま一審被告が代行せざるを得なくなったことも、本件プロジェクトが遅延した理由の一つになっている。

さらに、一審原告は、一審原告の追加開発要望に基づいて現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求しながら、そのために必要な現行システムの情報（基本設計書等）を十分に提供せず、また、一審被告が一審原告に代わってマスタの抽出作業を行うに際しても、NECに必要な協力依頼を行うことを怠った。

そして、前記3（注：争点（2）（本件システムの完成の有無）の判断）のとおり、本件システムは、遅くとも平成22年4月26日までに、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった1項目を除き、全て完成していたにも関わらず、一審原告は、独自の見解から本件システムの開発が一審被告の責任で遅延したとして、一方的に本件解除をした。

上記のとおり、一審原告には、本件契約上の協力義務違反（債務不履行）が認められる。

イ 受領義務違反について（109～110頁）

一審被告は、一審原告には本件システムの受領義務違反が認められる旨を主張する。

しかしながら、本件システムはほぼ完成していたとはいえ、一審被告が一審原告に対して即時の検収を求めたという事実は認められず（前記3（3）カ参照）、一審原告に受領義務違反があったということはない。

ウ 当審における一審原告の主張について（110～113頁）

(ア) 一審原告は、①通番083（171項目の追加要望）に関して、パ

更を提案するなどして原告に開発要望を取り下げさせるなどの適切な対応を採って、開発の遅滞を招かないようにすべきであったというべきである。

このような観点から被告の対応をみると、そもそも平成21年2月第4週までには要件定義書及び外部設計書を完成させることが予定されていたにもかかわらず、その完成は大幅に遅滞し、被告は同年7月7日の本件仕様凍結合意の時点でもこれらを完成させることができなかったものである。この原因についても、原告から種々の開発要望が出されたことが大きな要因になっているものと推認することができるものの、被告が本件プロジェクトの進捗を適切に管理すべき専門業者であることも踏まえると、要件定義書及び外部設計書の完成が遅滞したことについては、被告がその責任の大半を負うべきものである。

そして、原告が要件定義書や外部設計書の全貌を確認することのないまま本件仕様凍結合意をしていることからすると、その後実際のシステムのイメージを確認した原告病院の職員から種々の開発要望が出されることは、当然に予想される事態であったというべきである。

加えて、被告が、本件プロジェクトの遅滞の原因の一つとして、平成21年7月7日に合意した追加カスタマイズの開発ボリューム自体が大きいものであったことを認めていることからすると、被告が同日に追加開発を約束した内容自体が被告の処理能力からみて過大なカスタマイズであったというべきである。

そうであるとする、被告としては、本来、本件仕様凍結合意後の原告からの開発要望に対しては、同合意を理由に追加開発を拒絶するか、代替案を示したり運用の変更を提案するなどして原告に開発要望を取り下げさせる、あるいは専門部会にこの問題を上程して開発方針について協議するなどの適切な対応を採るべきであったのに、本件仕様凍結合意後の専門部会の議事

パッケージ標準機能が歯科に対応していないとCPLらが誤解していた可能性がある、あるいは、②一審被告のSEが作成した問題管理票には実態を反映していないものが少なくないなどとして、一審被告のSEの資質欠如が本件システム開発遅延の一因である旨を主張する。

しかしながら、上記①については、前記6(2)スのとおり、パッケージ標準機能は歯科にも対応可能であるが、歯式で検査部位を登録したいとの一審原告の要望に対応するものではない旨をCPLが説明したというだけのことであり、誤った説明ではなく、CPLらがパッケージを熟知していなかったことを示すものとはいえない。

また、上記②(について)、一審被告のSEが作成した問題管理票の中に、一審原告から要望がなかったにもかかわらず作成された、実態を反映していないものがあつたと認めるに足りる証拠はない。

一審被告のSEの資質欠如が本件システム開発(遅延)の一因である旨の一審原告の主張は、これを認めるに足りる的確な証拠はないものというべきである。

(イ)一審原告は、平成21年7月7日になされた本件追加開発合意自体が一審被告の処理能力を超える過大なカスタマイズを約束したものであったのだとすれば、その後になされた追加開発要望が本件プロジェクト頓挫の原因となるものではない旨を主張する。

しかしながら、前記3(2)ウのとおり、一審被告は、平成21年1月5日までには、本件追加開発合意によってカスタマイズを約束した625項目を含む6486項目のほとんどを完成させていたのであり、本件仕様凍結合意後に一審原告が大量の追加開発要望を出していなければ、同月3日までには本件システムを完成させ、同月4日から運用を開始することが十分に可能であったものと考えられる。

録に照らしても、被告がこのような対応を採ったことは何らうかがわれな
い。そうすると、被告は、納期までに本件システムを完成させることに十分
な意識を向けないまま、原告の要望するままに追加開発を行い、その結果本
件プロジェクトの遅滞を招いたものといわざるを得ない。

以上によれば、本件プロジェクトが頓挫した最大の原因は、システム開発
の専門業者である被告が、原告の追加開発要望に翻弄され、本件プロジェク
トの進捗を適切に管理することができなかつたことであるとみるのが相当
である。

したがって、被告は、本件システムが完成しなかつたことについて、債務
不履行に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 他方で、本件プロジェクトの遅滞については、原告にも責めに帰すべき
事由があることは否定し難い。

原告は、本件システムの入札手続を実施するに当たり、提案する機能及び
ソフトウェアが原則として製品化されていることを求め、被告は、これに応
じて、本件要求仕様書等の仕様項目の多くについて、分類1、2、すなわち
既存のパッケージ標準機能や他病院で稼働実績のある機能をもって提供す
ることとして入札をしている。そして、キックオフのA2教授の発言に照ら
しても、原告の責任者がカスタマイズを最小限にすることを想定していたこ
とは明らかである。

ところが、早くも第1回専門部会において、原告病院の職員から、現行機
能の継承を必須とする発言が出ており、さらに、各WGにおいて仕様の確
認・検討が開始されると、原告病院の医師等から、現行機能の維持を求め
るなどして様々な追加開発要望が出されたのであって、上記の想定が原告病院
全体には必ずしも共有されていなかったことがうかがわれる。このように、
原告が、本件プロジェクトの開始直後から、本来原告が開発義務を負わない

本件追加開発合意自体が一審被告の処理能力を超えるか過大なカスタ
マイズを約束したものであったとの一審原告の主張は採用できない。

(ウ) マスタの抽出義務違反による影響について

a 一審原告は、本件解除前に一審被告が本件プロジェクトが遅延した原
因として説明していた中に、一審原告のマスタの抽出義務違反の指摘が
なかつたから、仮に一審原告のマスタの抽出義務違反があつたとしても、
これが本件プロジェクト遅延の原因になっていたとは認められない旨を
主張する。

しかしながら、当時、一審被告は、本件プロジェクトの継続を希望し
て、その旨を一審原告に申し入れていた状況にあつたから、あえて注文
者である一審原告の義務違反を指摘しなかつたと考えられるのであつ
て、一審原告の上記義務違反が本件プロジェクト遅延の原因ではないと
いうことはできない。

b また、一審原告は、一審被告のマスタ作成支援業務が不十分であつた
旨を主張する。

しかしながら、本件契約上、一審原告がマスタの抽出義務を負ってい
たのであつて、一審被告がNECに依頼してマスタデータの抽出を行う
義務を負っていたとはいえない(前記7(3)カ参照)。CPLによる
他病院の処置マスタの提供が遅れたことが一審原告によるマスタの抽出
作業の遅れにつながつたということもできない(前記7(3)ケ参照)。

また、一審被告は、繰り返し、一審原告によるマスタの抽出作業が遅
れている旨を指摘して、早期の対応を求めていたのに、一審原告が抽出
作業を怠っていたものである。一審被告のマスタ作成支援業務が不十分
であつたという事実は認められない。

c 一審原告は、一審被告のデータ移行の方針が定まっていなかつたため

分類1、2の項目についても多数の追加開発を要望したため、本件プロジェクトの遅滞を招いた面があることは否定できない。

加えて、前記5のとおり、平成21年7月7日の本件仕様凍結合意後においては、一切の開発要望を出すことができないにもかかわらず、原告からは、92項目にも及ぶ開発対象外の要望が出されたのであって、これが開発の遅延をもたらした一因であることは否定し難い。

また、前記7（注：争点（6）（原告のマスタの抽出義務の有無等）の判断）のとおり、原告は、マスタの移行に関して、既存マスタからデータを抽出した上で、これをマスタ登録シートに入力するなどの協力義務を負っていたにもかかわらず、多くのマスタについては、原告が作成しなかったため、被告が作成せざるを得なくなったことが認められる。加えて、前記7（2）のとおり、マスタ作成に当たっての原告の被告に対する協力姿勢は十分であったとはいえ、その結果被告の稼働が増加したことが推認されるのであって、この点も本件プロジェクトの遅滞をもたらした一因であると認めるのが相当である。

そして、原告は、自らの開発要望等が本件プロジェクトの遅滞をもたらした一因であるにもかかわらず、被告が本件システムの完成に向けてなお尽力したいとの姿勢を見せていた平成22年4月、以後の一切の協力を拒絶して、本件解除を行い、その完成の可能性を閉ざしたのである。

こうした一連の経緯に鑑みると、本件プロジェクトが頓挫したことについては、原告の協力が不十分であったこともその一因となっていることは否定できない。本件プロジェクトは、医療に関する大規模システム開発を目的とするものであって、その遂行にあたっては、情報システムの専門家である被告が中心的役割を果たすべきことはもちろんであるが、原告も医療の専門家としてこれに協力すべき義務があるというべきである。

に本件プロジェクトが遅延した旨を主張する。

この点、一審被告が、データ移行業務に関して、NECから平成21年2月2日に見積書を取得したこと、同年9月28日にNECとの間で委託契約を締結したこと、その後、3回にわたって追加契約を締結したことは、証拠により認めることができるが、これが本件プロジェクトの遅延に影響したと認めるに足りる証拠はない。

(エ) 一審原告は、NECに対して一審被告に協力する旨を申し入れるなどしており、一審被告が現行システムの情報提供を怠ったとの事実は存しない旨を主張する。

もとより、一審原告が、一審被告に対し、本件契約上一審被告の義務とされていた業務の遂行を求めるだけであつたのであれば、NECに対する協力依頼などを行うことによって、現行システムの情報提供を積極的に行うべき義務があつたということとはできない。

しかしながら、本件においては、一審原告は、本件契約上一審被告の義務とされていた業務を超えて、分類1及び2についてのカスタマイズや本件仕様凍結合意以後も追加開発要望を出すことをやめず、現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求していた。また、マスタの抽出義務を負っていたのに、必要なマスタの抽出作業を行わず、一審被告が代わって同作業を行わざるを得なかった。上記のような事実関係を前提とすると、信義則上、一審原告は現行システムの情報提供を積極的に行うべき義務を負っていたというべきである。

しかるに、一審原告が行った同義務の履行は、NECに対して一審被告に協力するよう1回申し入れたこと、一審被告に現行システムのログイン権限を与えたこと、現行システムに関する画面イメージや帳票サンプル等を断片的に一審被告に交付したことなどにとどまっており、一審

そして、一たび本件プロジェクトが頓挫してしまえば、被告としては、その時点での成果物を他のプロジェクトに流用することも困難であると考えられるのであって、原告が十分な協力を行わず本件プロジェクトの遅滞を招いた上、本件解除によって本件プロジェクトを頓挫させたことについては、原告にも協力義務違反があったものとして、相応の責任があるというべきである（なお、被告は、原告には受領義務違反があるとも主張するが、本件システムが完成していたとは認められない以上は、原告に本件システムを受領する義務がない）。

したがって、原告は、本件システムが完成しなかったことについて、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う（なお、被告は、予備的に原告の不法行為責任も主張しているが、本件の事実関係に照らし、原告の一連の行動が債務不履行を超えて不法行為を構成するような違法性の高いものであったとは認められない。）。

(4) 以上に述べたとおり、本件プロジェクトが遅滞し、最終的に頓挫したことについて、原告、被告双方に責めに帰すべき事由があったというべきである（なお、原告及び被告は、このほかにも本件プロジェクトの遅滞について、様々な帰責事由を主張するが、それらの事由が直接的に本件プロジェクトの遅滞をもたらしたとは認められない。）。そこで、以下、その責任割合についてみることにする。

上記のとおり、被告はシステム開発の専門業者であり、原告の要望に対しても適切に管理して本件プロジェクトを進めていくべき責任があったことからすると、被告が自らの処理能力を正確に見極めることのないまま、原告からの追加開発要望に応じたことについては、重い責任があるといわざるを得ない。

一方、原告は、本件プロジェクトが開始された直後から、本来被告が開発

原告には同義務違反が認められるというべきである。

(オ) 以上のとおり、本件プロジェクトが頓挫したことについて一審原告に責任がなかった旨の一審原告の主張はいずれも採用できない。

(2) 一審被告の債務不履行責任について（113～115頁）

ア 前記2のとおり、本件システムの引渡日を平成22年1月4日以降へ延期するとの合意があったとは認められず、約定の期日に本件システムの引渡しがなかった（履行遅滞）との事実は認められる。

しかし、本件システム開発が遅延し、結局引き渡しがなされないまま本件解除に至ったのは、前記（1）アのとおり、一審原告が協力義務に違反したためであり、一審被告の責任によるものとは認められない。

イ また、前記4（2）のとおり、一審被告は、分類3に限っては、要件定義書等を作成し、これを一審原告に提出して、専門部会において審議及び承認を得る義務があったが、これを怠っていたものと認められる。

しかしながら、要件定義書等が提出されていない段階で仕様凍結合意がなされたのは、本件技術仕様書によって開発対象が基本的に明確になっていた上、PDAの機能を除いて、WGにおいて作成すべき画面イメージや帳票サンプル等の確認及び承認が得られていたからであったと考えられる。

そうすると、一審被告による要件定義書等の提出義務違反は、本件仕様凍結合意後における本件システム開発の進行に影響を与えるものとはいえず、一審被告の責任によって本件プロジェクトが頓挫したということとはできない。

ウ 一審原告は、一審被告にプロジェクトマネジメント義務違反が認められる旨を主張する。

しかしながら、一審被告は、平成21年3月4日以降、専門部会等に

義務を負わない多数の項目について開発を要望し、本件仕様凍結合意後も開発対象外の92項目について追加開発を要望したものであるが、その要望は、あくまでWG等の場において原告病院の医師や職員から出されたものにとすぎず、少なくとも被告が平成21年12月に再度の納期延長を求めるまでは、原告が組織として、開発要望に応じてもらえなければ本件プロジェクトを進めることは認められないなどという強硬姿勢をとったり、被告の開発作業を妨害するなどして本件プロジェクトの進捗を妨げたりしたとは認められない。

そうすると、被告としては、原告からの開発要望に対しては、代替案や運用上の工夫による対処案を示すなどして原告の納得を得るか、それができないのであれば、追加開発は被告の義務ではないことや、追加開発に応じては予定どおりの稼働には間に合わないことを説明し、原告の要望を拒絶すべきであったのである。

被告が平成22年1月4日の稼働開始に間に合わせるべく、原告との関係悪化を回避するため原告の追加開発要望に応じざるを得なかったという実情は理解できる面はあるものの、被告が上記のような毅然とした対応を採らず、開発要望に応じた結果、完成が遅滞したとしても、そのことをもって被告が免責されるとはいえない。

以上の事情を総合考慮すると、本件プロジェクトが頓挫したことについては、原告に2割、被告に8割の責任があると認めるのが相当である。

において、繰り返し、一審原告による追加開発要望の多くは仕様外のものであること、一審被告としては、これらの追加開発要望に対応するのは難しく、同年9月24日（本件原契約におけるリース開始日）に間に合わなくなることを説明した。そして、一審被告は、同年7月7日、一審原告による625項目の追加開発要望を受け入れる（本件追加開発合意）一方で、以後は、新たな機能の開発要望はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないという合意（本件仕様凍結合意）を取り付けたものである。

このように、一審被告は、プロジェクトマネジメント義務の履行として、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否（本件仕様凍結合意）を含めた然るべき対応をしたものと認められる。

これを越えて、一審被告において、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者（一審原告）を説得したり、一審原告による不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということはできず、一審被告にプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められない。

エ したがって、一審被告には債務不履行（履行遅滞）について帰責性がなく、また、一審原告の債務不履行について過失相殺の対象となるべき過失の存在も認められない。

(3) 一審原告の不法行為責任について（115頁）

一審被告は、一審原告の協力義務違反について、不法行為を構成するとも主張するが、一審原告の義務違反が、債務不履行を超えて不法行為を構成するほどの違法性を有するものであると認めることはできない。

9 争点（8）（原告の損害額）について

旭川地裁判決（113～120頁）	札幌高裁判決
<p>(1) 違約金 4868万6400円</p> <p>ア 本件原契約31条1項は、被告が正当な理由なくして本件契約に違反した場合には、原告は、その旨を通知することにより同契約を解除することができ、違約金を徴収するものとするとして規定し、同条2項は、この違約金の額は、リース料金の総額から<u>履行完了部分に相応する金額を控除した額の10分の1に相当する額とする</u>と定めている。</p> <p>そして、本件プロジェクトが頓挫したことについては、被告に債務不履行責任があるから、原告の本件原契約31条1項に基づく解除は有効であつて、原告は、被告に対し、同項所定の違約金を徴収することができる。</p> <p>イ そして、履行完了部分に相応する金額については、これを正確に認めるに足りる証拠はないが、民事訴訟法248条の趣旨に照らし、<u>本件解除時における履行完了部分は、8割であると認めるのが相当である</u>。</p> <p>ウ 本件原契約31条2項の計算式に従って計算すれば、違約金は、4868万6400円になる。</p> <p>(2)～(15)の判示認定は省略(逸失利益2億2012万円余も認定した)。</p> <p>(16) (過失相殺前の)合計 4億5635万6783円</p> <p>(17) 過失相殺後の合計 3億6508万5426円</p> <p>前記8(4)のとおり、被告の債務不履行について、原告には2割の過失が認められる。</p> <p>したがって、過失相殺をすると、<u>被告が原告に賠償すべき損害金の額は3億6508万5426円となる</u>。</p>	<p>一審被告の一審原告に対する責任を認めなかったため、一審原告の損害額に関する争点(8)の判示認定はなされていない。</p>

10 争点（9）（被告の損害額）について

旭川地裁判決（１２０～１２１頁）	札幌高裁判決（１１５～１１８頁）
<p>(1) 売買代金（導入費及び保守費） ２３億６２３０万２４０４円 <u>本件システムが完成・納品されていれば、被告はNTTファイナンスから売買代金１５億７２４３万６４８１円、保守費７億８９８６万５９２３円を取得することが具体的に見込まれていたと認められる。</u></p> <p>(2) 本件システムのサーバ等撤去費用 ７５７万４７００円 上記撤去費用は、原告の債務不履行と相当因果関係のある損害である。</p> <p>(3) 過失相殺後の合計 ４億７３９７万５４２０円 上記（１）及び（２）を合計すると、<u>原告の債務不履行による損害は、合計２３億６９８７万７１０４円となる。</u> そして、<u>本件プロジェクトが頓挫したことについては、被告に８割の過失があるというべきであるから、過失相殺をすると、原告が被告に支払うべき損害金の額は、４億７３９７万５４２０円（円未満切捨て）となる。</u></p> <p>(4) 物品の転用 ▲９０１１万３７３１円</p> <p>(5) 合計 ３億８３８６万１６８９円 上記（３）の損害金の額４億７３９７万５４２０円から上記（４）の９０１１万３７３１円を控除すると、<u>原告が被告に賠償すべき損害金の額は、３億８３８６万１６８９円となる。</u></p>	<p>(1) 売買代金（導入費及び保守費）について ア 導入費相当額について (ア) <u>本件システムが完成・納品されていれば、一審被告は、NTTファイナンスから売買代金（導入費をリースレートで割り戻したもの）１４億９７５５万８５５４円（１円未満切捨て）を取得することが具体的に見込まれていたと認められ、同金額は、一審原告の債務不履行と相当因果関係のある損害である。</u> (イ) 当審における一審原告の主張について 一審原告は、本件システムの完成度合は６割程度であったから、売買代金の６割の限度で一審被告の損害と認められる旨を主張する。しかしながら、本件システムは、本件解除時までにはほぼ完成していたと認められ、一審原告の主張はその前提を欠くというべきである。</p> <p>イ 保守費相当額について <u>本件解除によって一審被告は保守業務に当たる義務を免れたのであるから、上記保守費が一審被告の損害になるということとはできない。</u></p> <p>(2) 本件システムのサーバ等撤去費用、（３）物品の転用については、旭川地裁判決と同様に判示した。</p> <p>(4) 合計 以上によれば、<u>一審被告の損害額は１４億１５０１万９５２３円となる。</u></p>

11 争点（10）（被告の商法512条に基づく報酬請求権の有無）について

旭川地裁判決（１２１頁）	札幌高裁判決（１１９頁）
<p>仕様外カスタマイズに関する業務も含め、被告の行った業務は全て本件契約に基づくものというべきである。そうすると、被告に商法512条に基づ</p>	<p>本件契約は、金額（リース料金）を定めて締結された契約であって、本件契約における合意を離れて報酬請求できるものではなく、その余の</p>

く報酬請求権が生じる余地はない。

点を検討するまでもなく、一審被告の予備的請求2は失当である。

7. ディスカッションポイント（別紙1参照）